

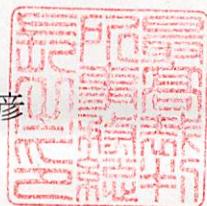
最高裁秘書第388号

平成30年2月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

平成29年8月17日付け（同月21日受付、最高裁秘書第3621号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

東京地家裁立川支部の敷地について、最高裁が関東財務局からいつ、いくらで取得したかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、保存期間を満了しており廃棄済みである。